

入札公告(造林事業)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成28年11月8日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 大賀 雅司

1 事業の概要

- (1) 事業名 小田国有林外森林整備事業(造林)
- (2) 事業場所 島根県出雲市多伎町小田 小田国有林外
- (3) 事業内容

地拵	0.34ha
植付(改植)	0.34ha(単木保護管設置を含む)
除伐Ⅱ類	23.88ha
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月11日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格(以降「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(平成28年2月15日)に基づきCに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきB又はDに格付けされている者を含むものとする。
 また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。
 ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分(役務の提供(その他))

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること(代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。)
- (4) 全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「中国」を選択している者であること。

入札公告、歩道修理、林道除草の記載を削除。

入札公告(造林事業)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

平成28年11月8日

分任支出負担行為担当官
島根森林管理署長 大賀 雅司

1 事業の概要

- (1) 事業名 小田国有林外森林整備事業(造林)
- (2) 事業場所 島根県出雲市多伎町小田 小田国有林外
- (3) 事業内容

地拵	0.34ha
植付(改植)	0.34ha(単木保護管設置を含む)
除伐Ⅱ類	23.88ha
歩道修理	3,280m
林道除草	2,070m
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月11日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格(以降「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(平成28年2月15日)に基づきCに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきB又はDに格付けされている者を含むものとする。
 また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。
 ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分(役務の提供(その他))

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること(代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。)

小田国有林外森林整備事業（造林）入札説明書

鳥根森林管理署の平成28年度小田国有林外森林整備事業（造林）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1. 公告日 平成28年11月8日
- 2. 分任支出負担行為担当官 鳥根森林管理署長 大賀 雅司
- 3. 事業の概要
 - (1) 事業名 小田国有林外森林整備事業（造林）
 - (2) 事業場所 鳥根県出雲市多岐町小田 小田国有林外
 - (3) 事業内容

地拵	0.34ha
植付（改植）	0.34ha（単木保護管設置を含む）
除伐Ⅱ類	23.88ha
 - (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月11日まで

- 4. 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決算」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格（以降「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（平成28年2月15日）に基づきCに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきB又はDに格付けされている者を含むものとする。
 また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。
 ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分（役務の提供等（その他））

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。

入札説明書、歩道修理、林道除草の記載を削除。

小田国有林外森林整備事業（造林）入札説明書

鳥根森林管理署の平成28年度小田国有林外森林整備事業（造林）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1. 公告日 平成28年11月8日
- 2. 分任支出負担行為担当官 鳥根森林管理署長 大賀 雅司
- 3. 事業の概要
 - (1) 事業名 小田国有林外森林整備事業（造林）
 - (2) 事業場所 鳥根県出雲市多岐町小田 小田国有林外
 - (3) 事業内容

地拵	0.34ha
植付（改植）	0.34ha（単木保護管設置を含む）
除伐Ⅱ類	23.88ha
歩道修理	3,280m
林道除草	2,070m
 - (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年12月11日まで

- 4. 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決算」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 平成28・29・30年度全省庁統一資格（以降「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（平成28年2月15日）に基づきCに格付けされている者であること。なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づきB又はDに格付けされている者を含むものとする。
 また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。
 ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

造林事業の等級区分（役務の提供等（その他））

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
 - ② 共同事業体の構成員の全てが全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」を有すること。
 - ③ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
 - ④ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)に定める等級であること（代表者が認定事業者である場合は、(2)なお書きで読み替え適用する等級であること。）。

正

事業内訳書

作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
大田 担当区	地拵	契約締結日の翌日から 平成29年12月11日まで	小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	全刈取量
			小計		0.34ha	
	植付(改植)		小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	スギ680本植栽(秋植)
			小計		0.34ha	
	単木保護管設置		小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	340本設置
			小計		0.34ha	
	除伐Ⅱ類		芦谷山国有林 11㌔林小班		0.78ha	
			芦谷山国有林 11㌔林小班		0.36ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.01ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		3.87ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.00ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		1.70ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		1.90ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.93ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		3.35ha	
			小田国有林 1029㌔林小班		4.98ha	
			小計		23.88ha	
地拵 合計				0.34ha		
植付(改植) 合計				0.34ha		
単木保護管設置 合計				0.34ha		
除伐Ⅱ類 合計				23.88ha		

誤

閲覧図書、契約書(案)事業内訳書、歩道修理、林道除草の記載を削除。

事業内訳書

作業区分	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
大田 担当区	地拵	契約締結日の翌日から 平成29年12月11日まで	小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	全刈取量
			小計		0.34ha	
	植付(改植)		小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	スギ680本植栽(秋植)
			小計		0.34ha	
	単木保護管設置		小田国有林 1030㌔3林小班		0.34ha	340本設置
			小計		0.34ha	
	除伐Ⅱ類		芦谷山国有林 11㌔林小班		0.78ha	
			芦谷山国有林 11㌔林小班		0.36ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.01ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		3.87ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.00ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		1.70ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		1.90ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		2.93ha	
			佐比売国有林 13㌔林小班		3.35ha	
			小田国有林 1029㌔林小班		4.98ha	
			小計		23.88ha	
歩道修理	佐比売国有林 13㌔林小班外		2.450m			
	小田国有林 1029㌔林小班外		830m			
	小計		3.280m			
林道除草	芦谷山国有林 11㌔林小班外		640m			
	佐比売国有林 13㌔林小班外		1.430m			
	小計		2.070m			
地拵 合計				0.34ha		
植付(改植) 合計				0.34ha		
単木保護管設置 合計				0.34ha		
除伐Ⅱ類 合計				23.88ha		
歩道修理 合計				3.280m		
林道除草 合計				2.070m		

正

誤

閲覧図書、契約書（案）、歩道修理仕様書の記載を削除。

歩道修理仕様書

(線の標示)

- 1 歩道修理の線は、設計図書に図示した線とする。

(歩道修理の要領)

- 2 歩道修理は、雑草木の刈払を主体に行う。
- 3 歩道周辺の刈払幅は、1 mを標準とする。
- 4 路面の一部補修及び、沢等に作設されている栈道を修理する必要がある場合には監督職員の指示に従うこと。

正

誤

閲覧図書、契約書（案）、林道除草作業仕様書の記載を削除。

林道除草作業仕様書

(区域)

- 1 本作業地の路線は別紙図面のとおりである。
ただし、不明瞭な箇所は、監督職員が現地において指示した区域とする。

(事前準備)

- 2 除草作業開始前に、あらかじめ作業現場内の法面浮石、落石、転石等の障害物を除去すること。

(刈払の要領)

- 3 左右の路肩から巾1m以上及びわだちの間を刈り払い、延長当たり、計3m刈り払うものとする。なお、道に覆い被さる枝葉については、枝落とし等を行うこと。

(灌木等の整理)

- 4 刈払ったかん木等は通行に支障とならないよう整理すること。

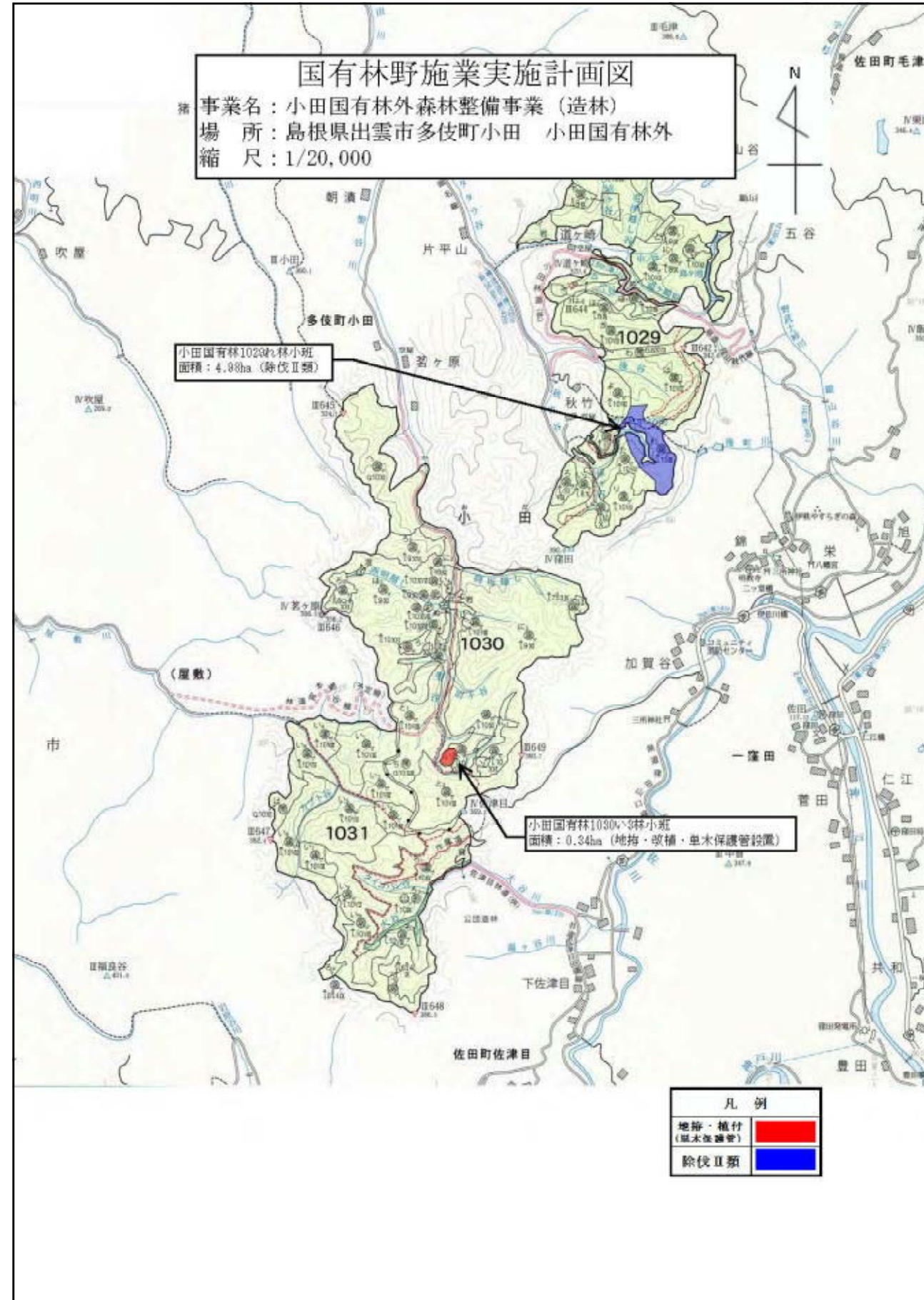
(適期作業)

- 5 かん木等の成長が旺盛な路線は早めに計画する等の配慮をすること。なお、作業時期については、監督職員の指示に従うこと。

(その他)

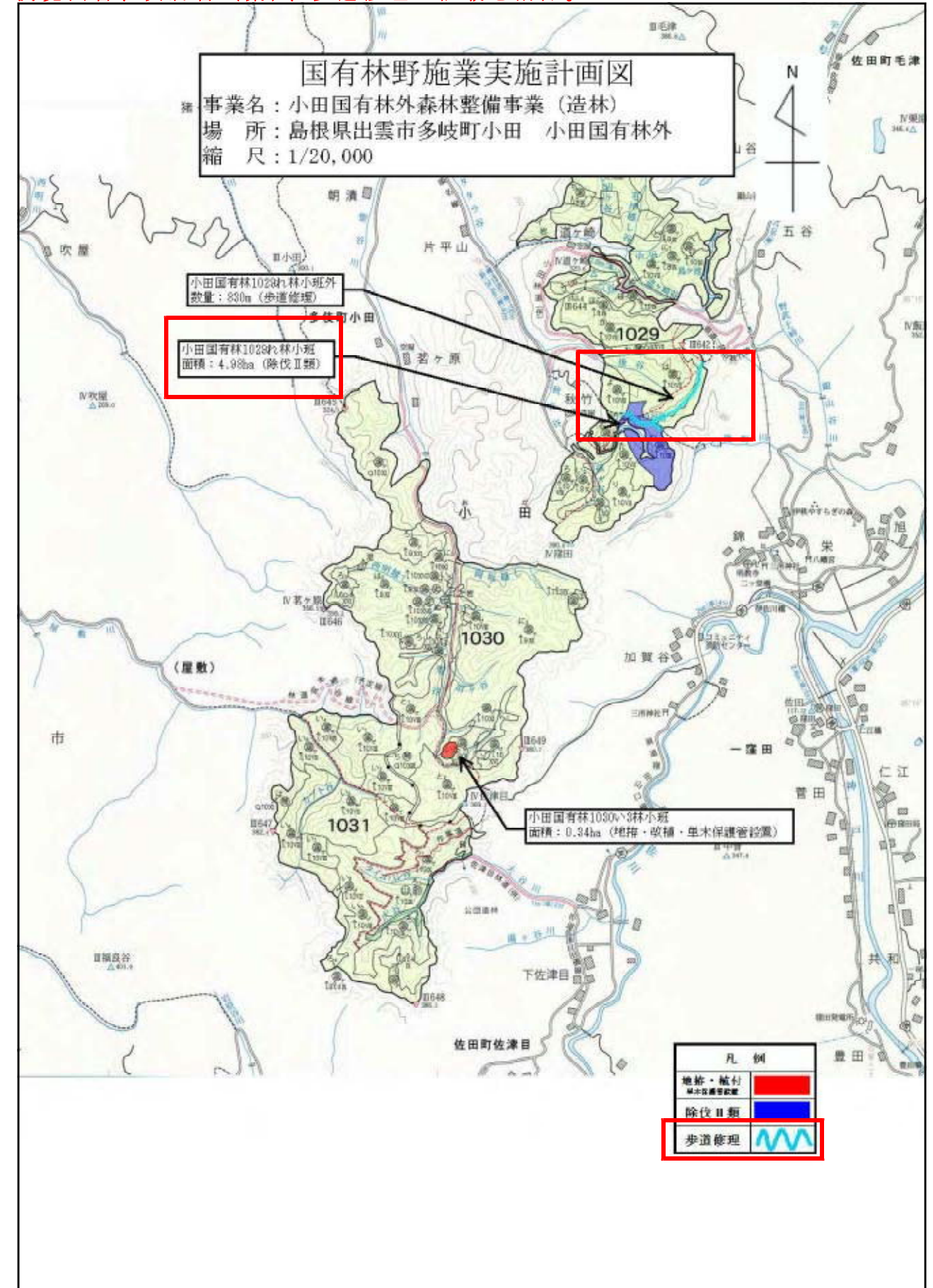
- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示に従うこと。

正

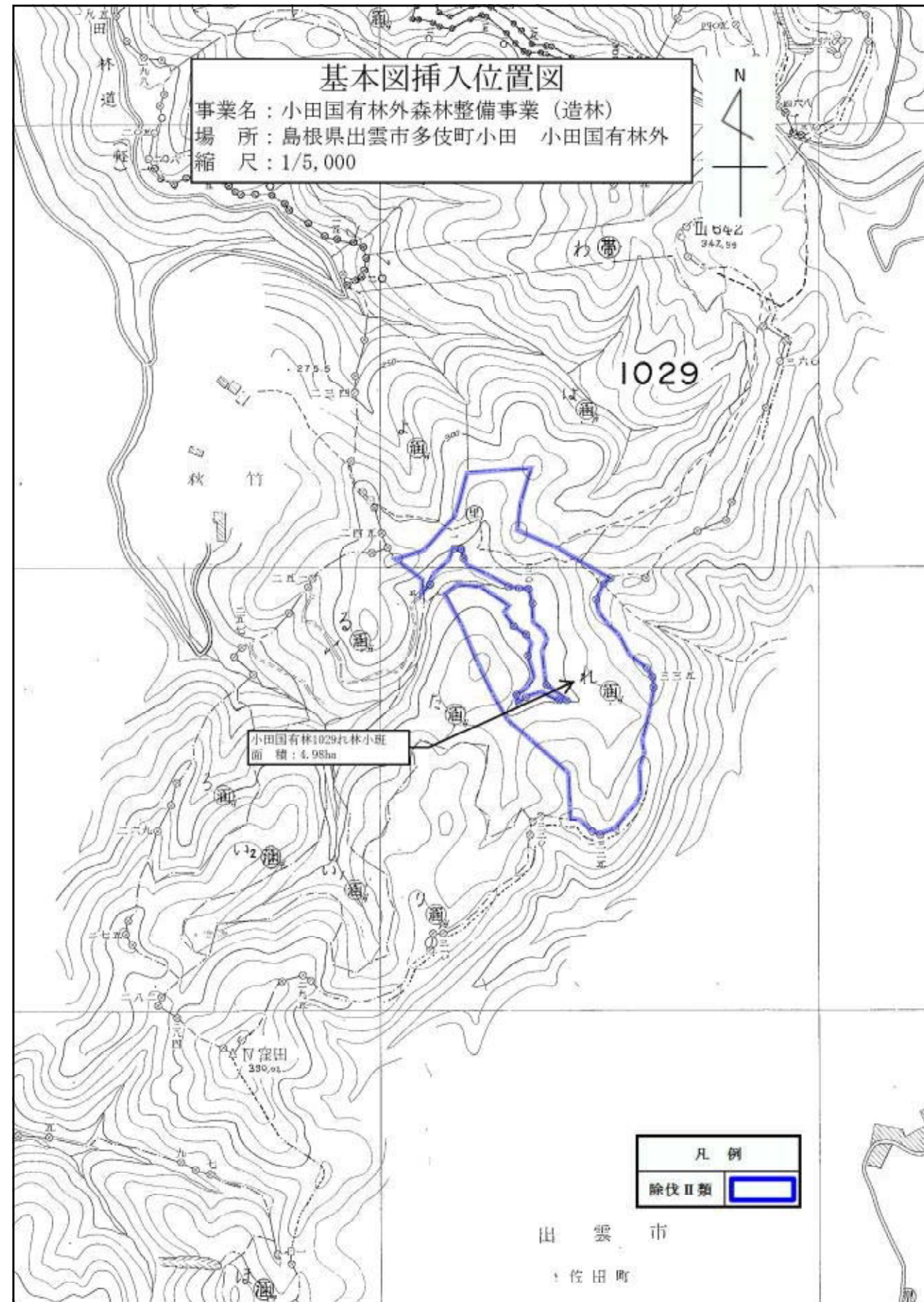


誤

閲覧図書、契約書（案）、歩道修理の記載を削除。

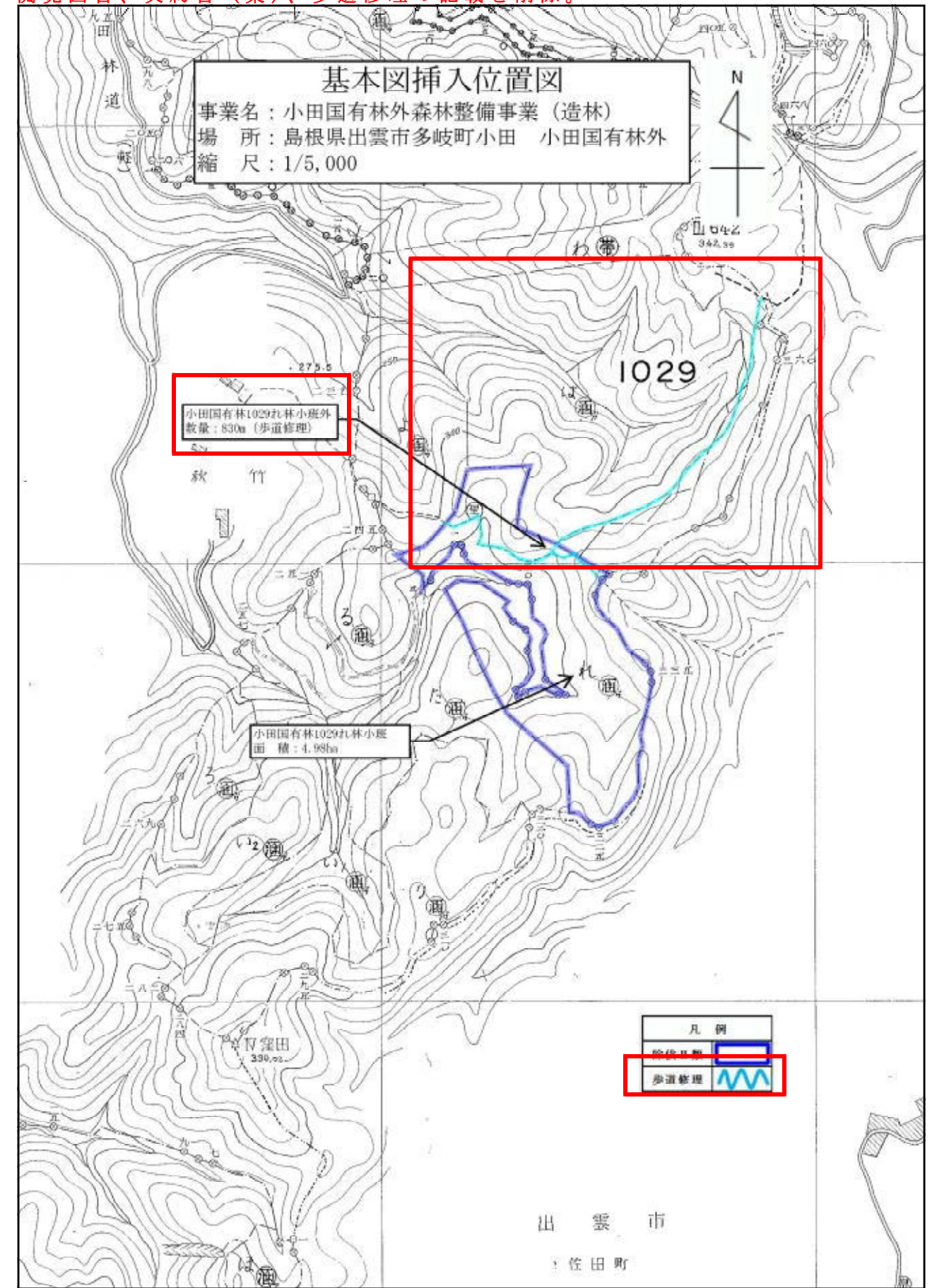


正

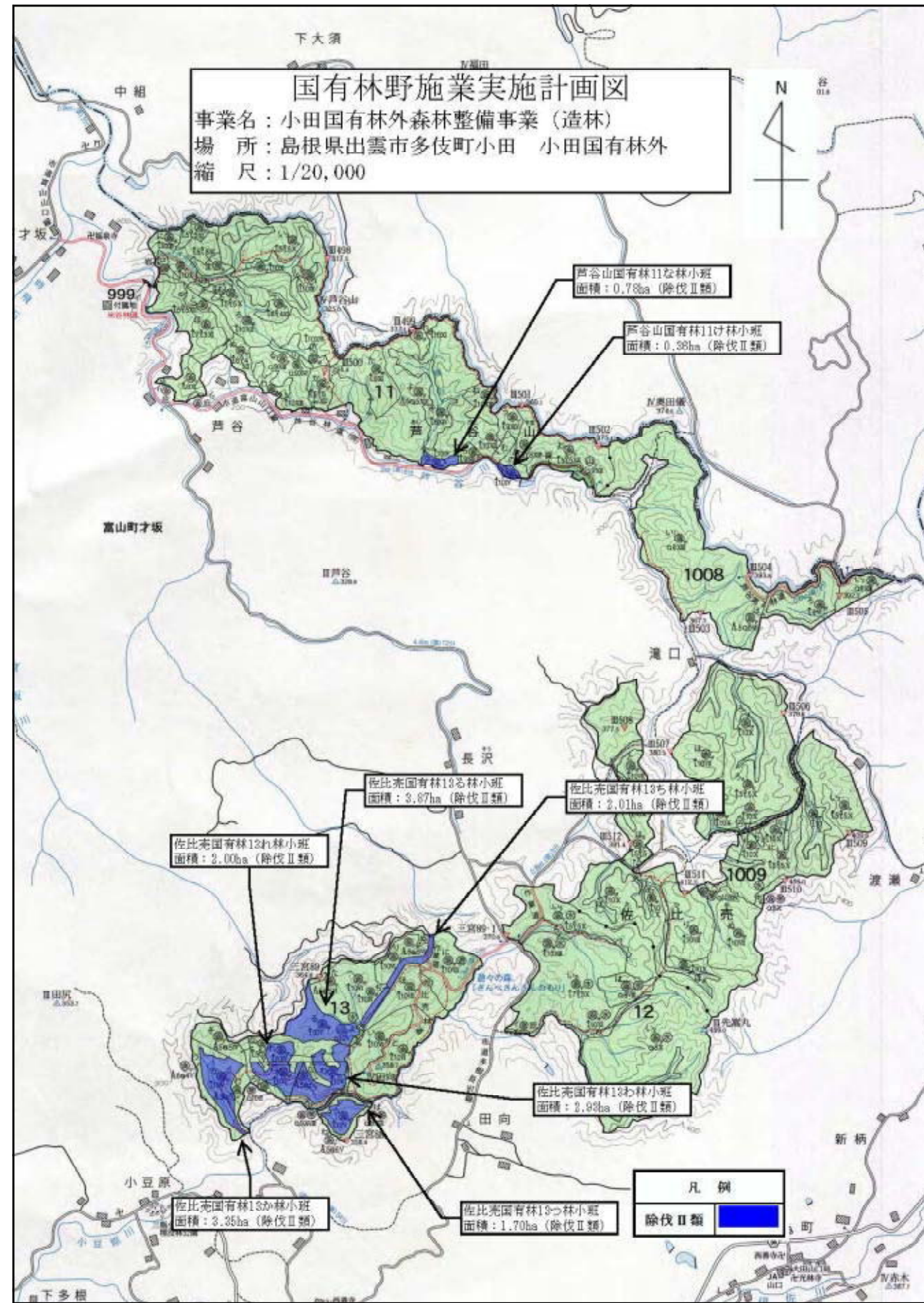


誤

閲覧図書、契約書（案）、歩道修理の記載を削除。

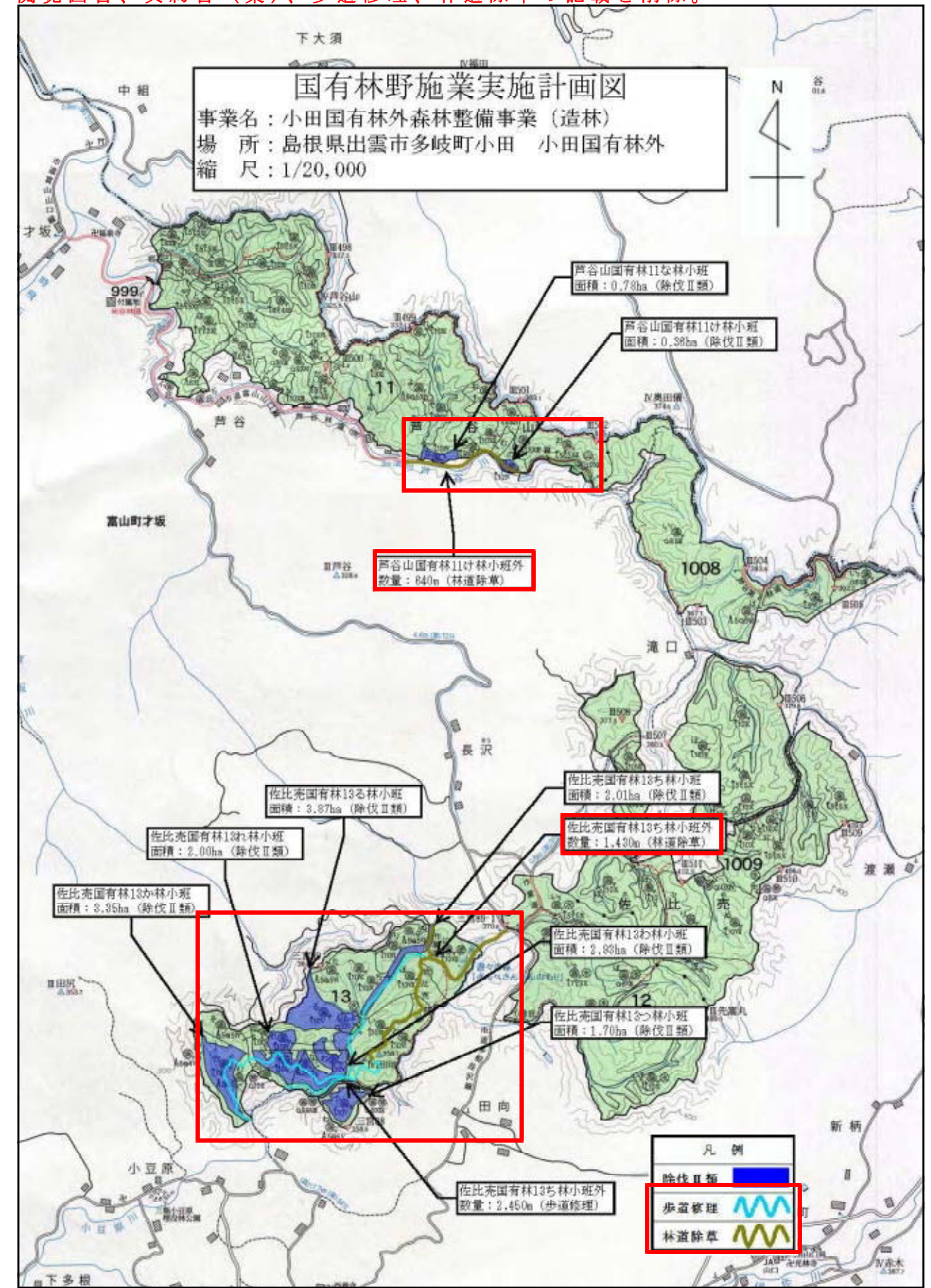


正



誤

閲覧図書、契約書（案）、歩道修理、林道除草の記載を削除。



正

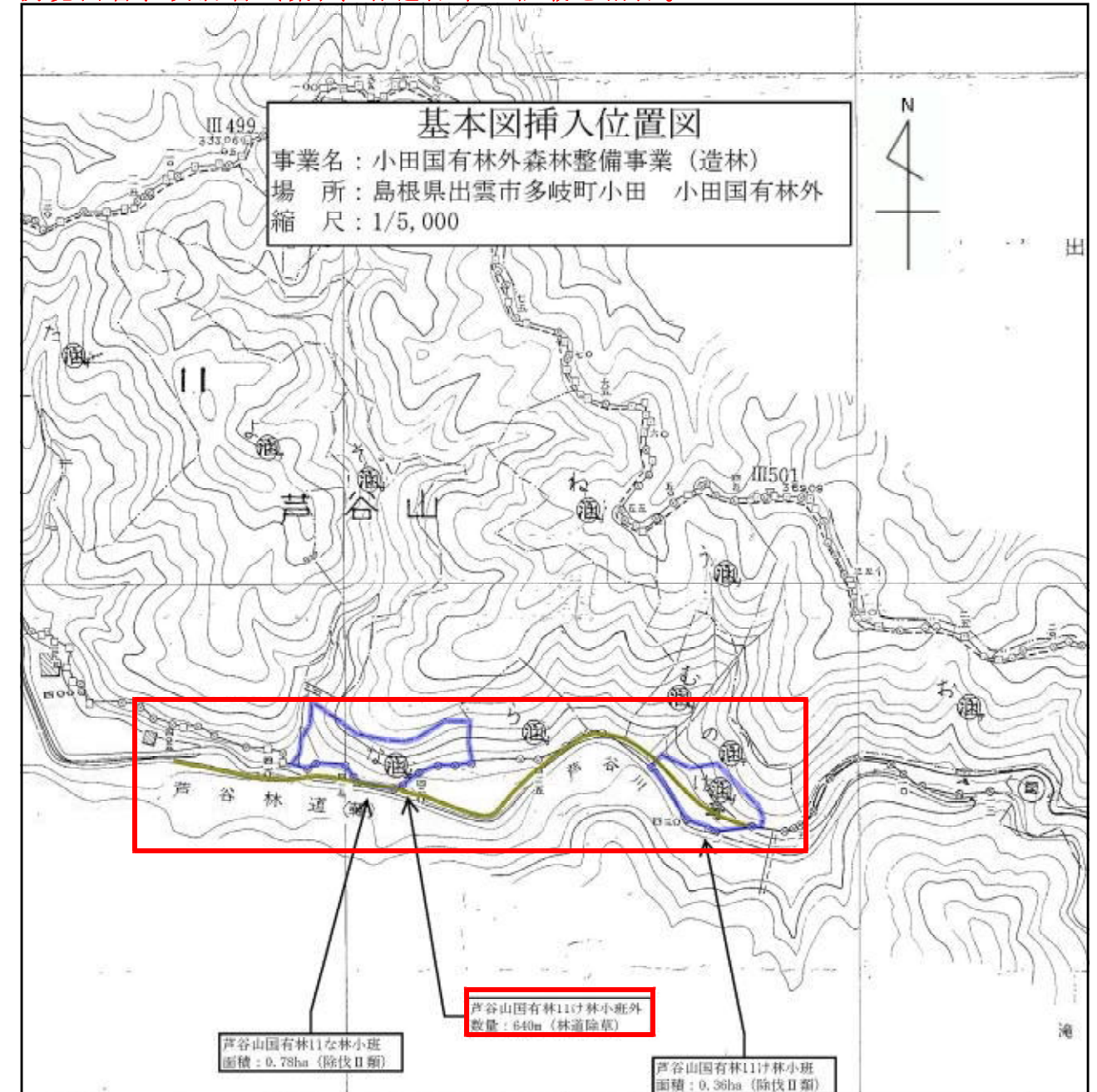


大田市

凡例	
除伐Ⅱ類	

誤

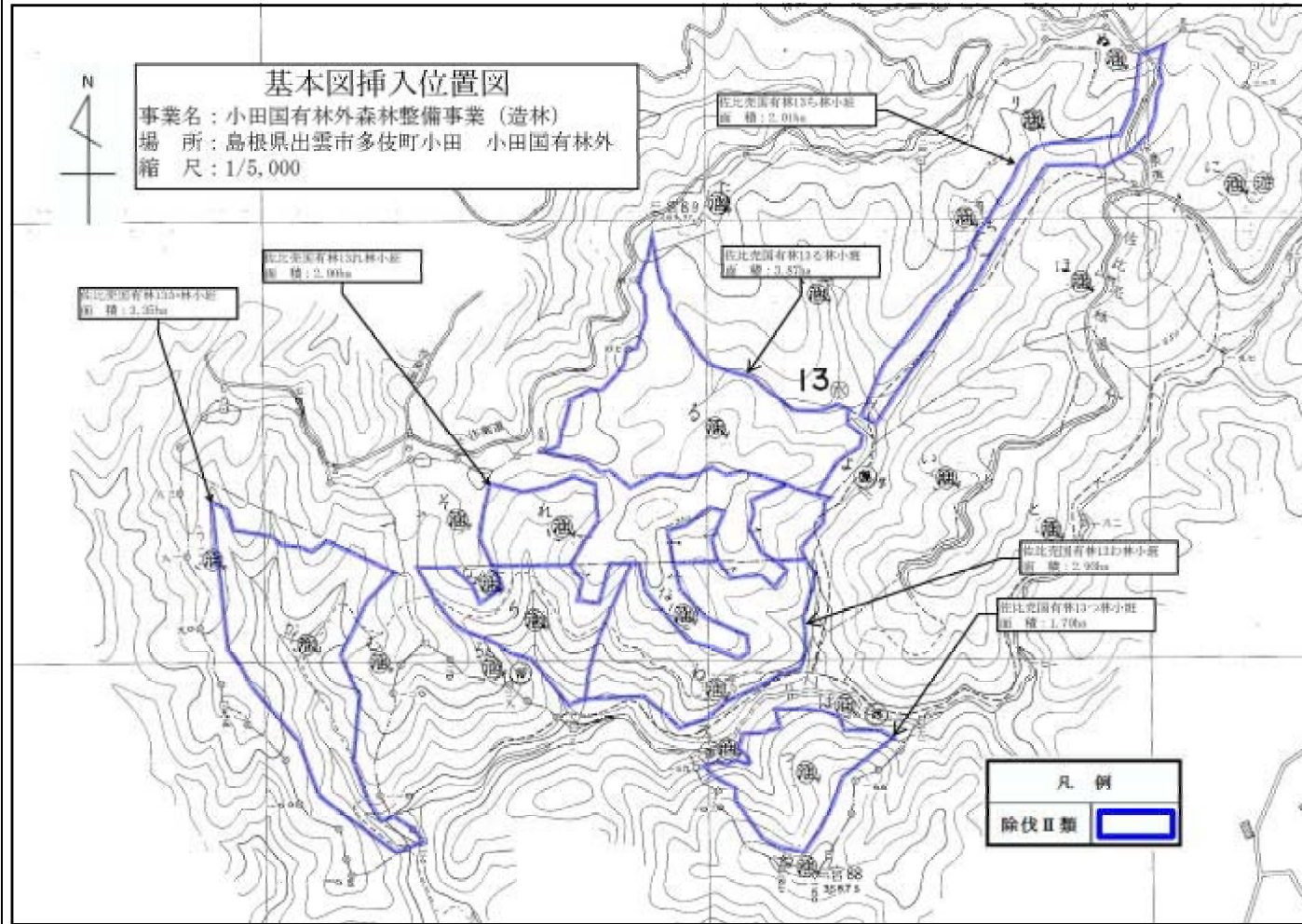
閲覧図書、契約書（案）、林道除草の記載を削除。



大田市

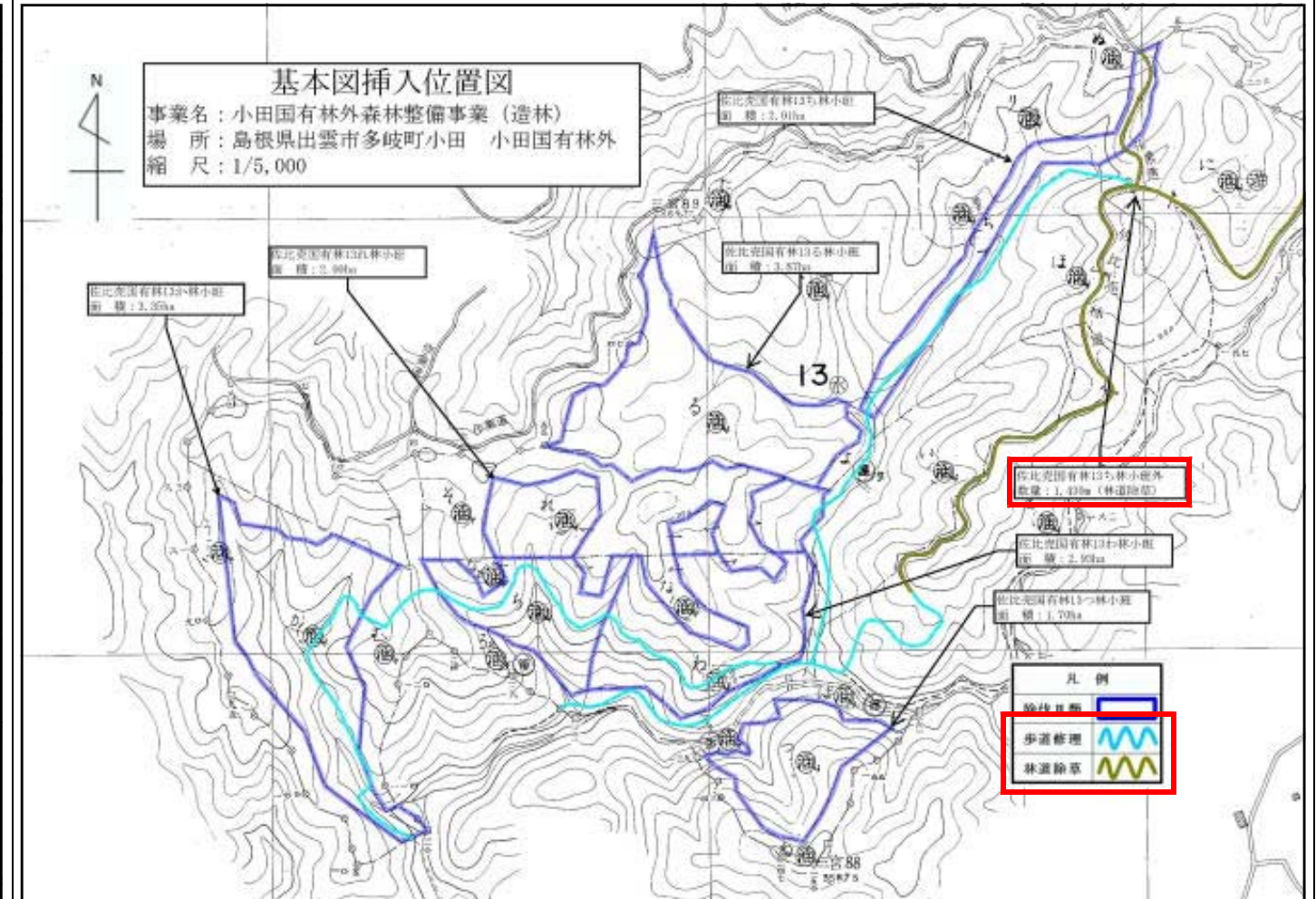
凡例	
除伐Ⅱ類	
歩道修理	
林道除草	

正



誤

閲覧図書、契約書（案）、歩道修理、林道除草の記載を削除。



正

誤

閲覧図書、契約情報の公表内の歩道修理、林道除草の記載を削除。

(別紙) 契約情報の公表形式
平成28年度林道事業 (造林)

鳥取県林道管理課

事業名：小田原町林道整備事業(造林)

作業種	国有林	林小種	施行 数量 (ha, m)	作業種別	作業条件		作業条件		実施状況
					林小種 種別	種別	人員輸送区 間(区間+km)	道路延長 (区間+分)	
整地	小田原町林	100%林小種	0.24ha	契約締結日の翌日から 平成29年12月31日まで	藪 (100%)	機械 (人力併用)	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
植付 (造林)	小田原町林	100%林小種	0.24ha		藪 (100%)	人力	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
苗木移植等作業	小田原町林	100%林小種	0.24ha		藪 (100%)	人力	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
林道整備	赤松山園地	11号林小種	0.70ha		赤松 (100%)	機械 (人力併用)	28.4	79	大田市役所
	赤松山園地	11号林小種	0.00ha		赤松 (100%)	機械 (人力併用)	28.4	34	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.01ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	33.4	67	大田市役所
	他北東園地	13号林小種	2.87ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	33.4	82	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.00ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.6	69	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	1.70ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	82	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	1.90ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	84	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.92ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	81	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.03ha	藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	100	大田市役所	
	小田原町林	100%林小種	4.98ha	藪 (100%)	機械 (人力併用)	23.0	59	法務省林道事務所	
	小計		25.88ha						

(別紙) 契約情報の公表形式
平成28年度林道事業 (造林)

鳥取県林道管理課

事業名：小田原町林道整備事業(造林)

作業種	国有林	林小種	施行 数量 (ha, m)	作業種別	作業条件		作業条件		実施状況
					林小種 種別	種別	人員輸送区 間(区間+km)	道路延長 (区間+分)	
整地	小田原町林	100%林小種	0.24ha	契約締結日の翌日から 平成29年12月31日まで	藪 (100%)	機械 (人力併用)	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
植付 (造林)	小田原町林	100%林小種	0.24ha		藪 (100%)	人力	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
苗木移植等作業	小田原町林	100%林小種	0.24ha		藪 (100%)	人力	14.0	32	法務省林道事務所
	小計		0.24ha						
林道整備	赤松山園地	11号林小種	0.70ha		赤松 (100%)	機械 (人力併用)	28.4	79	大田市役所
	赤松山園地	11号林小種	0.00ha		赤松 (100%)	機械 (人力併用)	28.4	34	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.02ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	33.4	67	大田市役所
	他北東園地	13号林小種	2.87ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	33.4	82	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.00ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.6	69	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	1.70ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	82	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	1.90ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	84	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.92ha		藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	81	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	2.03ha	藪 (100%)	機械 (人力併用)	34.8	100	大田市役所	
	小田原町林	100%林小種	4.98ha	藪 (100%)	機械 (人力併用)	23.0	59	法務省林道事務所	
	小計		25.88ha						

歩道整備	他北東園地	12号林小種	1.40ha	藪 (100%)	人力	24.0	67	大田市役所
	小計		1.40ha			24.0	67	大田市役所
林道除草	赤松山園地	11号林小種	0.00ha	赤松 (100%)	機械	28.4	47	大田市役所
	他北東園地	12号林小種	1.40ha	藪 (100%)	機械	34.8	34	大田市役所
小計		1.40ha						